上馬伏配水場
塩水ポンプ及び次亜サイホン止めチャッキ弁修理

特記仕様書

門真市環境水道部

第１章　一 般 事 項

１．修理名称

本修理は、「上馬伏配水場塩水ポンプ及び次亜サイホン止めチャッキ弁修理」である。

２．修理場所

門真市四宮２丁目２番 43 号　上馬伏配水場内

３．修理期間

契約締結日より、令和９年３月 31 日まで

４．着手、打合せ事項

（１）受注者は契約締結後、速やかに発注者と修理内容、修理範囲について充分な打合せを行い、現場確認、並びに関連工事との取り合い等についての詳細な調査を実施し、充分状況把握をした上、修理に着手すること。

（２）受注者は打合せ事項については、その都度速やかに議事録を発注者に提出すること。

５．法令、条例等の適用

受注者は本修理に関係ある法令、条例等を遵守し修理すること。

（１）日本水道協会規格(JWWA)
（２）日本工業規格(JIS)
（３）日本電気規格調査会標準規格(JEC)
（４）日本電機工業会標準規格(JEM)
（５）日本電線工業会標準規格(JCS)
（６）電気設備技術基準(通産省令)
（７）内線規定(電気技術基準調査委員会編)
（８）電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕局監修、営繕協会編)
（９）その他関連法令、条例及び規格

６．安全管理

（１）受注者は修理に当たって現場内の整理整頓は勿論、常に事故防止に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らねばならない。

（２）既存施設に近接して作業をする場合は、予め保安上必要な処置、緊急時の応急処置について協議し、これを遵守しなければならない。

（３）受注者は、本修理で作業をする者の健康管理に留意しなければならない。

７．資格を必要とする作業

資格を必要とする作業はその資格を有する者が修理すること。

８．公害の防止

（１）受注者は、修理に当たっては、付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害防止に努めること。

（２）毀損物件への補修及び騒音、振動、濁水、交通等による一般的損失に係わる補償は受注者の責任において行うものとする。

９．施設の保全

受注者は、既存構造物を汚染または損傷を与えたときは、速やかに発注者に報告し、受注者の責任で復旧しなければならない。

10．提出書類等

受注者は以下の書類を提出しなければならない。提出部数等は発注者が指示する。

（１）写真

（２）試験成績表

（３）材料承諾書

（４）その他指示するもの

11．業務の機密について

受注者は、本修理により得た事項及び各種データを発注者の承諾無しに外部に公表しないこと。

12．保証

本修理の保証期間は、検査合格日から 1 年間とする。なお、保証期間中に、受注者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、発注者が指定する期間内に、受注者は無償で、取替、または修理を行うこと。

13．疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合は、原則として発注者の解釈によるものとするが、発注者と協議の上、指示に従うこと。

また、本仕様書に明示していない事項でも設備機能上、本修理に必要なものは、受注者において修理しなければならない。

14．検査及び試験

受注者は、発注者立会いの上、検査を受けなければならない。

受注者は、検査のため必要な資料の提出、その他の処置については発注者の指示に従わなければならない。

（１）動作確認試験
（２）その他発注者が指示する検査

15. 衛生管理（検便）
（１）受注者は、上馬伏配水場において１ヵ月間に５日以上作業する者に検便検査を行うこと。
（２）検便検査項目は、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌Ｏ―１５７、サルモネラ菌の保菌検査を行い、受注者はその医療機関等の発行する成績書を上馬伏配水場で作業開始する日までに提出すること。
（３）発注者が水道法上必要と判断し、臨時に検便検査を求めた場合は、受注者は検便検査を実施し、成績書を提出すること。

16. 産業廃棄物の処理
（１）本修理の実施により発生する現場発生品（撤去品）をスクラップ処理する場合、処理にかかる諸手続き等、関連法令を順守し、受注者の責任において適切に処理すること。

17. その他
（１）作業は、平日午前 9 時頃から午後 5 時頃とする。
（２）受注者は、発注者及び門真市配水施設運転管理業務の受託業者と作業中も運転監視操作が可能となるような手順打合せを行い、発注者の承諾後に作業を行うこと。

第２章　概要

上馬伏配水場の塩水ポンプの接続点及び次亜注入点のサイホン止めチャッキ弁から漏液していることからこれらを交換するものである。受注者は状況を理解してから修繕を行うこと。

（１）作業内容

・既設１号塩水ポンプのポンプヘッドから塩水が漏液していることからポンプヘッド交換を行い、ブレードホースを用いて既設ボールバルブ二次側と既設フランジ一次側を配管接続する。

・修理終了後に次亜生成装置を動作させて１号塩水ポンプを正常に起動し、漏液していないことを確認する。

・次亜注入点に設置のサイホン止めチャッキ弁の一次側の配管から漏液していることから、背圧弁一次側の配管を交換する。

・交換後、注入ポンプを動作させ、漏液しないことを確認する。

（２）既設状況

・配管全体図



今回交換を行う箇所

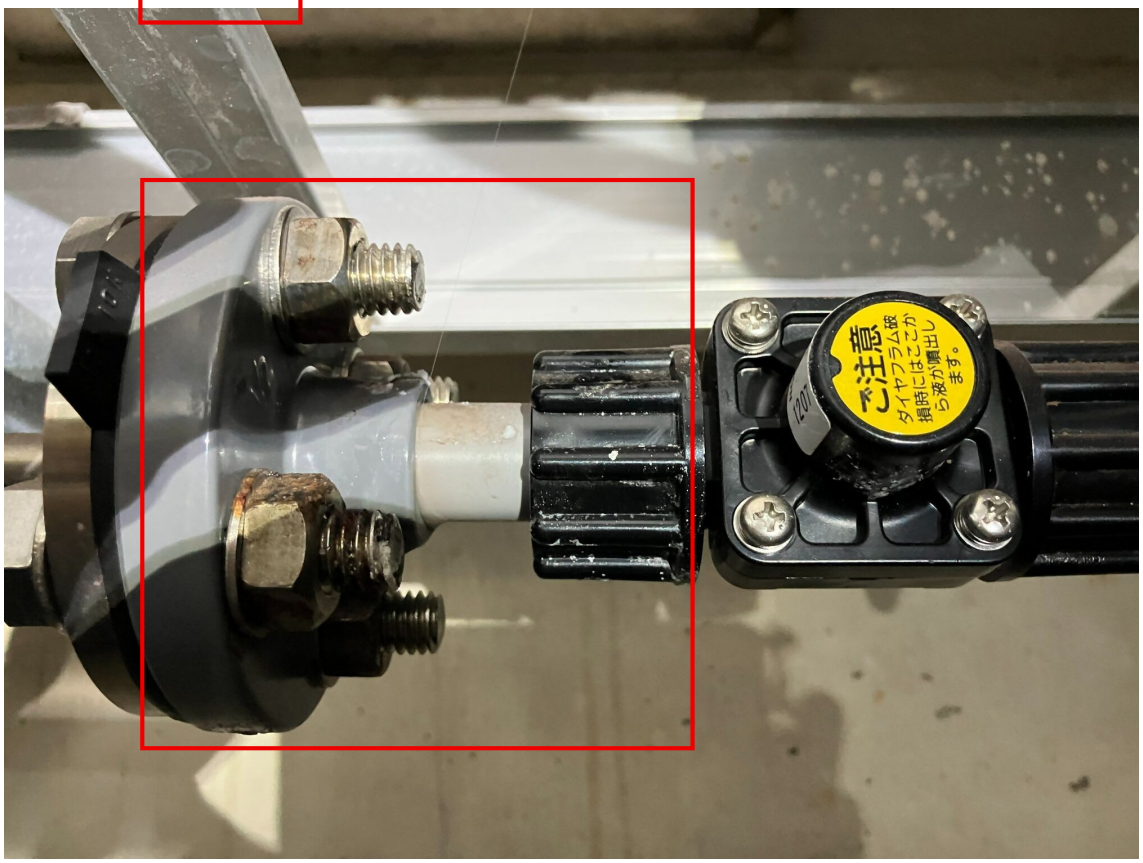

今回交換を行う箇所

（３）その他

・対象箇所で使用するパッキン等は新品にすること。

・既設塩水ポンプの形式

SXDA1-12R-VEC-FW　タクミナ製

・既設サイホン止めチャッキ弁形式

TSV-VF12H　タクミナ製

上馬伏配水場

